平成２７年（フ）第６９６号
北海道石狩市花川南９条１丁目186番地
債務者　菊地　有世
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０２号
札幌市白石区東札幌２条６丁目２番16号　丸信荘５号
債務者　瀬川　敬子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５９号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番４―29号
債務者　増田久仁子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８３号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―1409号
債務者　長谷山由希
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９８号
札幌市北区篠路３条６丁目４番31―203号
債務者　小野　　学
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
青森県三沢市東町３丁目６番地３号　第４木崎野荘３、旧住所青森県三沢市東町２丁目10番地７号　東山荘11号
債務者　青山　豊子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第８８号
群馬県高崎市浜尻町461番地７　ＭＫビル303号
債務者　青木　裕香
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３５２号
大阪府高石市綾園３丁目13番１―602号
債務者　ママショップ西森ことニシモリクリーニングこと　西森　智**教**
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
大阪府高石市綾園３丁目13番１―602号
債務者　西森　鈴惠
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３８１号
堺市中区深井清水町3537番地　コートビレッヂ赤塚302号
債務者　川嵜　美紀（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４００号
堺市美原区小平尾584番地26
債務者　島田　久子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
堺市西区上野芝町４丁５番９号―211号
債務者　朝野　直美
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
福岡県大牟田市大字草木122番地１　三和ビル307号、前住所福岡県大牟田市柿園町２丁目４番地19
債務者　平山　静代（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１９８８号
大阪府守口市大枝南町17―19、住民票上の住所大阪府守口市寺方錦通１丁目４番29号
債務者　澤村　佑一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０４号
大阪府交野市星田５丁目21番５―205号、前住所大阪府堺市南区桃山台１丁３番10―806号
債務者　大石　幸雄
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２７号
横浜市緑区青砥町606番地
債務者　岩岡　奈美
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南６丁目６番17号　サザン東海岸Ｂ棟202号室
債務者　伊藤　大亮（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部